

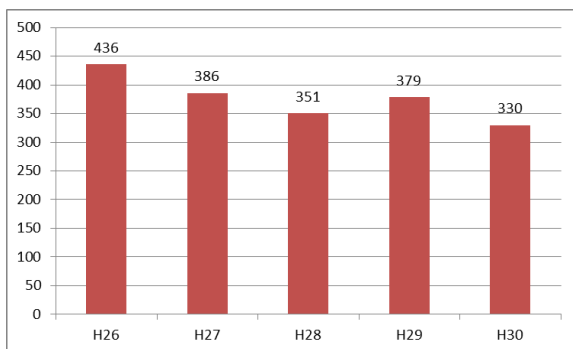
借金問題、相談して

消費者金融、クレジットカード会社、銀行などから借金を繰り返し、返済に行き詰まった状態を多重債務といいます。やむなく借金返済のために借金を繰り返すようになると、借金は増え続けるばかりです。

- ▼生活費やギャンブルの金がかさみ、消費者金融からの借り入れで生活している。車のローンも抱えている。派遣社員で収入が安定せず、返済が苦しい。
(30代・男性)
- ▼会社員の夫が、趣味にお金をつぎこみ、私に内緒で消費者金融から多額の借金をしていた。家計の中から返済すると、住宅ローンが返済できなくなる。住宅を手放さず借金を整理したい。(50代・女性)
- ▼息子が体調を崩し、会社を退職。生活費が足りなくなり、借金を重ねてしまった。息子が返済できない場合、親が返済する必要があるのだろうか。
(60代・男性)

借金問題の解決には「債務整理」という手段があります。これは借金の減額、免除または支払の猶予を目的として、法律に従って債務を整理し、借金で行き詰まった現状を立て直していく手続きのことです。方法は主に「任意整理」、「自己破産」、「個人再生」、「特定調停」の四つがあります。

手続きにはそれぞれメリットとデメリットがありますので。まずは弁護士、司法書士などの法律専門家に相談し、最適な方法について助言を受けることが解決への一歩です。なお、家族であっても借金の保証人や連帯保証人になっていなければ、支払い義務はなく、取り立てを行うことは法律で禁止されています。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた「多重債務」に関連する相談件数

県では借金問題でお困りの方に、法律専門家による無料相談会を開催しています。相談会では直接法律専門家から状況に応じた適切な解決策について助言を受けることができます。

県では借金問題でお困りの方に、法律専門家による無料相談会を開催しています。相談会では直接法律専門家から状況に応じた適切な解決策について助言を受けることができます。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ

受付消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。